



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:花村

次世代育成支援対策推進法が改正されました

～ 対象企業が拡大されます ～

平成15年に急速な少子化への対応策の一つとして、次世代育成支援対策推進法が成立してから6年が経過し、今年、法改正が行なわれました。これまでは、従業員数が301人以上の企業に、一般事業主行動計画の策定が義務付けられていましたが、平成23年からは従業員数101人以上の企業に拡大されます。今回は、次世代育成支援対策推進法の改正スケジュールとともに改正のポイントをお伝えします。



1. 法改正の内容とスケジュール

一般事業主行動計画の公表・従業員への周知の義務化

一般事業主行動計画の策定・届出義務企業の拡大

従業員数	策定・届出義務	公表・従業員への周知義務
301人以上	平成17年4月1日～	平成21年4月1日～
101人～300人	平成23年4月1日～	平成23年4月1日～

平成23年3月31日
までは努力義務

2. そもそも次世代育成支援対策推進法とは？

趣旨 仕事と子育ての両立を図れるよう、企業に雇用環境を整備することを定めている

企業に求められている取り組み

- 一般事業主行動計画（右図）の策定
- 都道府県労働局への提出
- 行動計画の実施

平成 年 月 日

株式会社 ABC 一般事業主行動計画

妊娠・出産する社員が、スムーズに職場復帰できる職場づくりをめざし、次の計画を策定する。

1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日までの〇年間

2 内容

【目標1】 妊娠中や産後等復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する

【対策】 平成〇年〇月 相談窓口で受処理する相談内容、運営方法等の検討
平成〇年〇月 相談窓口を設置することを社員に周知する

【目標2】 妊娠中、子育て中の社員が会社の制度を利用しやすい雰囲気づくりのための研修を行う

【対策】 平成〇年〇月 研修内容、実施方法の検討
平成〇年〇月 研修の実施

3. 行動計画の公表・従業員への周知とは？

行動計画の従業員への周知とは

- 書面で従業員に公布
 - 社内に掲示、備え付ける
 - 電子メールで送信
- いずれかの方法

行動計画の外部への公表とは

- 自社HPに掲載
 - 「両立支援の広場」へ掲載
 - <http://www.youritsushien.jp/>
 - 広報誌へ掲載
- いずれかの方法

策定・変更日から概ね3ヶ月以内に周知・公表

【ポイント】

平成21年4月1日以降に策定・変更した計画が対象

4. その他の改正ポイント

次世代育成支援対策を積極的に行なっている企業の認定基準の変更
届出様式の変更▶ 行動計画策定・変更届、認定申請書 とともに変更

